

ふじみ野市個人番号の利用事務等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用及び情報連携)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(個人番号の利用及び情報連携)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 実施機関は、<u>法別表第2の事務の欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>同表の特定個人情報の欄</u>に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 <u>法第19条第9号に規定する個人情報保護委員会規則</u>で定めるところにより、<u>別表第3の照会機関の欄</u>に掲げる実施機関は、<u>同表の事務の欄</u>に掲げる事務を処理するために必要な限度で、<u>同表の提供機関の欄</u>に掲げる機関が保有する同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報</p>

4 前2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第2(第4条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
4 市長	ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、 <u>医療給付等関係情報</u> 、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 、 <u>児童福祉施設等の入退所情報</u> 、 <u>こども医療費に関する情報</u> 、 <u>重度心身障害者医療費に関する情報</u>
(略)	(略)	(略)
11 市長	ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、 <u>医療給付等関係情報</u> 、 <u>介護保険給付等関係情報</u>
(略)	(略)	(略)

の提供を規則で定めるところにより受けることができる。

5 第2項及び第3項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

別表第2(第4条関係)

実施機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)
4 市長	ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、 <u>国民健康保険関係情報</u> 、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 、 <u>児童福祉施設等の入退所情報</u> 、 <u>こども医療費に関する情報</u> 、 <u>重度心身障害者医療費に関する情報</u>
(略)	(略)	(略)
11 市長	ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護に関する情報、個人市民税の課税に関する情報、 <u>国民健康保険関係情報</u> 、 <u>介護保険給付等関係情報</u>
(略)	(略)	(略)

別表第3(第4条関係)

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
------	----	------	--------

	1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)による生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、医療給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、児童手当関係情報、養育医療関係情報
				都道府県知事等	生活保護に関する情報、児童扶養手当関係情報、寡婦等給付金関係情報、特別児童扶養手当関係情報、福祉手当関係情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国旅費、自立支度金、一

					時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)
	都道府県知事	特別児童扶養手当関係情報、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)による職業転換給付金の支給に関する情報、救助支給関係情報			
	都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律			

			第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報
		都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報
2	市長	ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長 住民基本台帳法第7条第4号に規定する事項に関する情報(以下「住民票関係情報」という。)、地方税関係情報
3	市長	ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長 住民票関係情報、地方税関係情報 都道府県知事 特別児童扶養手当関係情報
4	市長	ふじみ野市ひとり親家庭等児童高校等入学準備金支給要綱によるひとり	市町村長 地方税関係情報 都道府県知事等 児童扶養手当関係情報

		親家庭等児童高校 等入学準備金の支 給に関する事務で あって規則で定め るもの		
5	市長	埼玉県ひとり親家 庭就学援助事業実 施要綱によるひと り親家庭就学援助 事業に関する事務 であって規則で定 めるもの	市町村長 都道府県知 事等	地方税関係情報 児童扶養手当関係情報
6	市長	ふじみ野市在宅重 度心身障害者手当 支給条例による在 宅重度心身障害者 手当の支給に関す る事務であって規 則で定めるもの	市町村長	住民票関係情報、地方税関 係情報
7	市長	ふじみ野市重度心 身障害者医療費の 支給に関する条例 による重度心身障 害者医療費の支給 に関する事務であ って規則で定める	市町村長 都道府県知 事等	住民票関係情報、地方税関 係情報 生活保護に関する情報、中 国残留邦人等支援給付等関 係情報

		<u>もの</u>		
8	市長	ふじみ野市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱による小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報</u>
9	市長	ふじみ野市介護サービス利用者負担金助成事業実施要綱による居宅介護サービスの利用に係る助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長	<u>生活保護に関する情報</u> 、 <u>地方税関係情報</u>
10	市長	ふじみ野市障害者移動支援事業実施要綱による外出のための支援に関する事務であって規則で定めるもの	市町村長 都道府県知事等	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報</u> <u>生活保護に関する情報</u>
11	市長	ふじみ野市日中一	市町村長	住民票関係情報、 <u>地方税関係情報</u>

		時支援事業実施要		係情報
		綱による日中にお	都道府県知	生活保護に関する情報
		ける活動の場の確	事等	
		保に関する事務で		
		あって規則で定め		
		るもの		
12	市長	ふじみ野市地域活	市町村長	住民票関係情報、地方税関
		動支援センター事		係情報
		業実施要綱による	都道府県知	生活保護に関する情報
		地域活動支援セン	事等	
		ター事業に関する		
		事務であって規則		
		で定めるもの		
13	市長	ふじみ野市心身障	市町村長	住民票関係情報、地方税関
		害者等日常生活用		係情報
		具給付等実施要綱	都道府県知	生活保護に関する情報
		による日常生活用	事等	
		具の給付又は貸与		
		に関する事務であ		
		って規則で定める		
		もの		